

第一百三十六回
國會

參議院農林水產委員會會議錄第十二号

平成八年五月二十一日(火曜日)

午前十時開會

委員の異動
五月十六日

當田 谷本 享詳君
魏君 木暮 照屋 山人君
寛德君

補欠選任

五月二十日 辛丑

五月二十一日

國晉書

委員長
理事
鉢木 貴敏君

服部三男雄君

谷本

出席者は左のとおり。

また、本日、岡部三郎君が委員を辞任され、そ
の補欠として笠原潤一君が選任されました。

○委員長（鈴木貞敏君） 理事の補欠選任について
お諮りいたします。
委員の異動に伴い現在理事が二名欠員となつて
おりますので、その補欠選任を行いたいと存じま
す。

理事の選任はございませんが、御異議長の指名に御一任願いたいと存じますが、ございませんか。

○委員長（鈴木貞敏君）「異議なし」と呼ぶ者あり 御異議ないと認めます。 それでは、理事に常田享詳君及び谷本魏君を指

名いたします。

（参考文献）
本議題につきましては、既に趣旨説明を聴取して
了承いたしました。

おりますので、これより質疑に入ります。
質疑のある方は順次御発言願います。

今回の農畜産業振興事業団法について、まずこの新事業団について三点ばかりお伺いしたいと思います。

畜産振興事業団と蚕糸砂糖類価格安定事業団、この二つの団体が統合するということなんですね。

が、それぞれ畜産物あるいは蚕糸・砂糖類の価格安定業務ということがメインでありますので、そもそも名称をなぜ農畜産業振興事業団としたの

か。端的に言うと、むしろ農畜産業価格安定事業団というふうにしてもいいのではないかと思うんですけれども、その件についての見解をひとつ伺いたいと思います。

1111

新事業団の名称につきましては、幾つか論議がございました。先生が今おっしゃいました価格安定事業団という名前も一つの案でございます。ただけれども、畜産振興事業団と蚕糸砂糖類価格安定事業団は価格安定事業が基本的な事業ではございませんけれども、そのほかに例えば畜産振興事業団でございますと、肉用子牛に対します価格の補てん事業あるいは国内の畜産の振興に関する助成事業も行つてゐるわけでございます。同様に、蚕糸砂糖類価格安定事業団につきましても、蚕糸関係につきまして国内の振興事業も行つてゐるということでございます。

したがいまして、そういうた価格安定事業と国内の振興事業をあわせた名称といたまして、現在の畜産振興事業団の方も振興事業団という名称を使っていいわけだございまして、簡潔な名称でかつそういった主要な事業を包含するという名称といいたしまして、農畜産業振興事業団という名称に落ちついたところでございます。

○風間純君 それでは、その新事業団は旧事業団の資産をそのまま引き継がれるわけだと思いますけれども、民間の会社であれば当然問題となる合併比率、それについてはどう考えていつたらいいのかということが一点。

それから、役員と職員定数の改正に伴うリストラについて、勘定ごとの規模に合った案分となるのか、あるいはやりやすいところから手をつけていく方法をとるのか、それが二点目です。

そして、リストラされる職員の処置、待遇はどうなるのか、これが三項目ですけれども、いかがですか。

○政府委員(熊澤英昭君) まず、お尋ねの第一点目でございますけれども、特殊法人の統合につきましては、いわゆる民間での企業合併の際に言われますようない合併比率という概念は通常存在していませんでした。先生が今おっしゃいました価格安

ございません。手法といたしましては、通常、統合する際には二つの法人とともに解散をして新法人を設立するという手法と、もう一つは一方の法人が他方の法人を解散した上で吸収合併するという手法がございます。今回の場合には、畜産振興事業団と畜糞砂糖類価格安定事業団の業務量、職員数等がほぼ同様の規模であるということで、統合法案の法形式につきましては、まず両法人を解散いたしまして、対等な立場から新法人を設立しまして、新法人が解散をされる両法人の資産をすべて引き継ぐということで、新法案の形式をとりまして御提示をいたしているところでございました。それが第一点でございます。

それから、第二点目の職員の削減でございますけれども、今回両事業団の統合に伴いまして平成十三年度までの間に、現在両事業団の職員数は合計いたしまして二百十二名でございますが、約一割程度の定員削減を目指として行つていただきたいというふうに考えております。この削減につきましては、必ずしも勘定ごとに案分をするということではなくて、今後の新事業団の業務の内容に応じまして、合理化すべきところを合理化するという方向で定員削減を行つてしまいたいというふうに考えております。

ただその際に、定員の削減につきましては基本的には強制解雇を伴わない方法、すなわち、原則といたしましては定年退職される方を補充しない

トランを推進してまいりたいと考えております。したがいまして、お尋ねのように、削減の対象となる職員の処遇といった問題は生じないというふうに考えております。

○風間赳君 特殊法人の統合が国家財政には余り

寄与しないというデータもあるわけです。ことし

の一月十日付の日本経済新聞の朝刊によれば、今

回つくる新事業団についても予算額が両法人合

せて約二十六億円ふえたと、二十五億七千六百万

かそんなものでしたか、約二十六億円ふえたとい

うふうに言われておりますが、どのあたりがふえたのかが一つ。それから、統合後どんな経費面でのリストラ効果を予測しているのか。

この二点をお伺いしたいと思います。

○政府委員(熊澤英昭君) 御指摘のとおり、新事業団の平成八年度の予算につきましては、総額では約二十六億円増加をいたしております。

この内訳でございますが、増加した部分の一一番

大きなものは、畜産振興事業団が行つております肉用子牛に対する補給金の事業でございます。これで、牛肉は自由化しております。その後、輸入される牛肉から徴収する関税を財源といたしまして肉用子牛に対する補給金の事業を行つてあるわけでございますが、現在ガットのウルグアイ・ラウンド合意の実施二年目になつて

いるわけでございまして、牛肉の関税が徐々に引き下げられていくという状況でございます。そ

う中で、今後の国内における肉用子牛の価格の推移につきましてはなお留意すべき点もあるといふふうに考えております。そういった点から、肉用子牛の価格低落に備えた事業費として、平成八年度におきましては約六十億円の増額をいたしました

ところでございまして、平成八年度の予算の中で

はこの部門の増額が一番大きい部門でございまます。なお、他の部門につきましては、したがいまして減額を設定いたしております。そうしたことから、差し引いで二十六億円の増加ということになつております。

他方、今回の統合に伴います経費の節減につきましても法

定の役員数でありますと二十七名から二十名にと

ましては、管理部門の一本化と組織の合理化を

図つております。また、役員数につきましても法

定の職員数の削減ということを目標といたして

おります。さらに、本部事務所を一本化するとい

うことを考えておりまして、現在準備作業を進め

ているところでございます。

こうしたことによりまして、現在、金額的に明示をすることはなかなか難しいのでござりますけれども、相当程度の共通経費の削減等が図られる

というふうに考えております。平成八年度におきまして、具体的に申し上げますと、畜糞砂糖類価格安定事業団の運営費補助金につきましては約九百万円の減額をいたしまして計上をいたしているところでございます。

以上でございます。

○風間赳君 何年までどのぐらいかということは明確に言えないまでも予測は立ていらっしゃるんだと思うんですけども、そこはどうですか。

○政府委員(熊澤英昭君) ただいまおつしやいま

したように、なかなか具体的に金額で申し上げる

ことは難しいのでございますが、四年ないし五年

後の平年度ベースになつた場合の経費の削減とい

たしましては、約一億円から二億円程度までの経

費の削減は見込まれるというふうに考えております。

○風間赳君 わかりました。

今回の農業白書によりますと、価格政策対象農産物の価格は、昭和五十九年にピークに達した後、現在は昭和五十一年頭の水準に戻つているとされています。なお、他の部門につきましては、したがいまして減額を設定いたしております。そうしたことから、差し引いで二十六億円の増加ということになつております。

他方、今回の統合に伴います経費の節減につきましても法

定の役員数でありますと二十七名から二十名にと

ましては、管理部門の一本化と組織の合理化を

図つております。また、役員数につきましても法

定の職員数の削減ということを目標といたして

おります。さらに、本部事務所を一本化するとい

うことを考えておりまして、現在準備作業を進め

て法律に基づいて、その時々の経済事情、生産費示をすることはありませんけれども、相当程度の共通経費の削減等が図られる

というふうに考えております。平成八年度におきまして、具体的に申し上げますと、畜糞砂糖類価格安定事業団の運営費補助金につきましては約九百万円の減額をいたしまして計上をいたしているところでございます。

○風間赳君 そこで、ちょっと細かくなりますが、今回対象となる品目は指定食肉と畜糸及び指定乳製品であります。指定食肉と畜糸については安定価格制度を三十六年からとつておりますが、指定乳製品については安定価格制度を採用しておりますけれども、お聞きしますと、もともとは安定価格制度であったのにもかかわらず、指定乳製品については安定価格制度をとつたということでありますが、この二つの制度はどのように考え方が違つてきているのか、どん

な考え方の違いに基づいてこういう制度をつくったのかが一点。もう一点は、四十一年の不足払い制度の運用を今後どのようにしていくのか。この二点をお伺いしたいと思います。

○政府委員(熊澤英昭君) 今御指摘のように、指定食肉あるいは畜糸の場合の価格安定制度につきましては、一定の価格帯を設定をいたしまして、調整保管なり売買操作によりまして、その価格政策の運用を行うということでございます。

他方、御指摘のように乳製品につきましては安定指標価格制度を採用しているわけでござります。この安定指標価格につきまして、安定指標価格の一一定の幅をめどとして、調整保管指標につきましては、価格安定帯としないで一つの水準ということを採用したわけでございます。これはちょっと今先生もお触れになりましたように加工原料乳の不足払い制度との関連でござります。

すなわち、加工原料乳の不足払いは、農家に対して加工用の原料乳を出す場合には一定の価格を保証しております。これを保証価格と呼んでおりますが、これと、原料乳を乳業メーカーに提供した場合に、乳業メーカーが酪農家に支払える代金、乳業者の支払い可能乳代、これは基準取引価格と言つておりますけれども、この基準取引価格と保証価格の差額を生産者、酪農家に対しまして不足払いするというものが不足払い制度でござります。この算定をするに当たりまして、乳業者が農家に対して支払い可能な乳代を算定するに当たりましては、先ほど申し上げました乳製品の安定指標価格から算出をするということで、一つの幅ではなくて一つの水準が設定される必要があることから、安定帶ではなくて安定指標価格といふ一つの水準を設定したというのが経緯と仕組みでござります。

それから、不足払いの運用でござりますけれども、ただいま先生からもお話をございましたし、大臣からもお答え申し上げましたけれども、今後、

保証価格の政策の運用につきましては、ガット・ウルグアイ・ラウンドの合意の実施の期間の中で、いろいろな農業を取り巻く諸情勢の変化に対応して、それぞれの時々の生産条件等を参考して決定をすることとござります。多少そういったウルグアイ・ラウンドの期間を見ながら、三年ないし五年で中長期的に運用するという御意

であるという意味では同じような価格安定の機能を有しているわけでござりますけれども、価格安定指標につきましては、価格安定帯としないで一つの水準ということを採用したわけでございます。これはちょっと今先生もお触れになりましたように加工原料乳の不足払い制度との関連でござります。

すなわち、加工原料乳の不足払いは、農家に対して加工用の原料乳を出す場合には一定の価格を保証しております。これを保証価格と呼んでおりますが、これと、原料乳を乳業メーカーに提供した場合に、乳業メーカーが酪農家に支払える代金、乳業者の支払い可能乳代、これは基準取引価格と言つておりますけれども、この基準取引価格と保証価格の差額を生産者、酪農家に対して不足払いするというものが不足払い制度でござります。この算定をするに当たりまして、乳業者が農家に対して支払い可能な乳代を算定するに当たりましては、先ほど申し上げました乳製品の安定指標価格から算出をするということで、一つの幅ではなくて一つの水準が設定される必要があることから、安定帶ではなくて安定指標価格といふ一つの水準を設定したというのが経緯と仕組みでござります。

それから、不足払いの運用でござりますけれども、ただいま先生からもお話をございましたし、大臣からもお答え申し上げましたけれども、今後、

保証価格の政策の運用につきましては、ガット・ウルグアイ・ラウンドの合意の実施の期間の中で、いろいろな農業を取り巻く諸情勢の変化に対応して、それぞれの時々の生産条件等を参考して決定をすることとござります。多少そういったウルグアイ・ラウンドの期間を見ながら、三年ないし五年で中長期的に運用するという御意

見もござりますけれども、農産物の場合には、それのその時々の生産事情あるいは需給事情の変化、生産資材の価格の変動といったものも毎年毎年生ずるわけでございますので、現在はそういった毎年の生産をめぐる事情の変化を想定しながら価格を決定していくという仕組みを採用しております。他の経済事情を勘案いたしまして、毎年度、畜産振興審議会の御意見も伺いながら決定をいたしているところでございます。

○風間純君 今の乳価の生産者価格について言いますと、再生産を可能にするという前提のもとで生産費を基準にした価格決定がされているわけであります。要するに、農家の経営努力が翌年の生産費に反映して価格が下がるという現象が起こるわけであります。

今までにも何度かお尋ねしておりますけれども、なぜ生産費の調査は毎年やらないやならないのかという疑問にぶつかるわけで、毎年の生産事

情を参照してというふうに言つていますが、そんなに変わるわけじゃないわけですから、少なくとも三年ぐらい据え置くという方法がなぜとれない

のか。結果的には据え置いた形になつていてるけれども、そうではなくて、最初から三年据え置きといふふうな方法がなぜとれないのか、明快にお答えいただきたいと思います。

○政府委員熊澤英昭君 確かに、先生御指摘の

ように、一定の期間一定の価格水準を示すということも大変重要な一つの考え方ではあるというふ

うに承知をいたしております。

他方、今申し上げましたように、生産事情をめぐる状況と申しますのは、需給事情、生産コスト、

生産資材の価格の変動等いろいろな要素がござります。これも毎年統計情報部が行つております生

産費の調査、それによりまして、それぞれのその

が表現されているわけでございますので、そういったものを参考にしながら、その時々の生産費

いたるものを見ながら、その時々の生産費

をめぐる状況、あるいはそれをさらに超える経済事情、農業を取り巻く事情、そういうふたものを総合的に勘案をして決定するということにいたしておられます。その結果として据え置きといふことでことしの乳価も決定されたということでございま

す。そこで議論してもまた堂々めぐりなことであります。先ほども大臣おっしゃつおりましたけ

れども、現状のままでは価格安定制度がかえつて効率の悪い農家経営を存続させることになりかねないという批判もあるわけですから、そういう意味では、切り口を変えれば従来の価格政策はある意味では破綻しているところもあるというふうに診断できるわけです。そこで、農業構造政策と価格安定政策ということが、いろいろ切り口はあるうかと思いますけれども、両立するのかどうか、大臣に端的に伺いたいと思ひますけれども、どうですか。

○國務大臣(大原一三君) 六十歳以上の農家の主たる男子の労働者というのが五〇%以上を超えておるわけであります。十年後にはいやでも七十年にならざるを得ないわけであります。二十年後には八十年になる。五割の農地が一体どこへ行つちゃうんだという議論を、やはりそのときのところの議論ではなくて、もつと長期的な視点から議論をしていくて、そうして自給率を落とさないためには一体どうしたらいいんだという議論が、私は農省へ来てまして、多少欠落しているのじやないのかな。

それらを考えますと、今までやつてきた構造政

策というものがもう少し漸進的に進められなきやならない。その構造政策の中身は、私は遊休農地

の集約化政策が基本だと思います。

したがつて、ウルグアイ・ラウンド、一兆何が

しの政策をしていくわけござりますけれども、これはあと何年かで終わつちやうわけですね。こ

れを終わらしてはならないわけでありまして、将

來の農家の構図を、イメージをもう少し的確に把

握しながら、そういうところにメスを入れていいのが構造政策ではないのかなと私なりにそう解釈しております。

しかし、かといって生産費だけ上がった分を全部お国が召し上げるような価格政策はもつてのほ

かだと。民間にいたしましても、いわゆる配当があり、そしてまた労働賃金に、そしてまた企業利潤として還元される。こういったことを考えますと、生産費の上昇分の中の分け前といふのはいかにも現状のままでは価格安定制度がかえつて効率の悪い農家経営を存続させることになりかねないという批判もあるわけですから、そういう意味では、切り口を変えれば従来の価格政策はある意味では破綻しているところもあるというふうに診断できるわけです。そこで、農業構造政策と価格安定政策ということが、いろいろ切り口はあるうかと思いますけれども、両立するのかどうか、大臣に端的に伺いたいと思ひますけれども、どうですか。

○國務大臣(大原一三君) 六十歳以上の農家の主たる男子の労働者というのが五〇%以上を超えておるわけであります。十年後にはいやでも七十年にならざるを得ないわけであります。二十年後には八十年になる。五割の農地が一体どこへ行つちゃうんだという議論を、やはりそのときのところの議論ではなくて、もつと長期的な視点から議論をしていくて、そうして自給率を落とさないためには一体どうしたらいいんだという議論が、私は農省へ来てまして、多少欠落しているのじやないのかな。

それらを考えますと、今までやつてきた構造政

策というものがもう少し漸進的に進められなきや

ならない。その構造政策の中身は、私は遊休農地

の集約化政策が基本だと思います。

したがつて、ウルグアイ・ラウンド、一兆何が

しの政策をしていくわけござりますけれども、これはあと何年かで終わつちやうわけですね。こ

れを終わらしてはならないわけでありまして、将

來の農家の構図を、イメージをもう少し的確に把

握しながら、そういうところにメスを入れていいのが構造政策ではないのかなと私なりにそう解

釈しております。

しかし、かといって生産費だけ上がった分を全

部お国が召し上げるような価格政策はもつてのほ

かだと。民間にいたしましても、いわゆる配当が

あります。その結果として据え置きといふことで

おられます。その結果として据え置きといふことで

おられます。その結果として据え置

であります。

いずれにしても、そういう意味で、養蚕関連産業の育成も繭の供給があればこそ可能であるわけですから、国内の養蚕農家、もちろんほかの極めて重要な産業はありますけれども、直接所得を補償する政策はとり得ないのか。所得政策への転換をやっぱり考える時期に来ているんではないかと思ひますが、いかがですか。

○政府委員(高木賢君) 原因でございます。これは主産県であります群馬県などが行つた調査、また私どもが聞き取りなどによつて調べたところによりますと、やはり大きな原因は、一つは從事者が高齢化してリタイアをされるというものが大きな理由でございます。それからもう一つは、近年の生糸価格の低迷によりまして収益性が低下をしております。これ背景にいたしまして、他作物への転換あるいは他産業從事が進んだということが減少要因になつてゐるといふふうに分析をいたしております。

それから二番目のお尋ねでござります。麻力研究開発の材料としていろいろ進められているということは御指摘のとおりだと思います。ただ、いきなり所得補償ということになりますと、やはりさまざまな産業に従事している方、それから農業にありますても、米、麦、大豆その他の作目を生産している農業者、こういう方々がおられる中においてまして、農業經營の一作目である養蚕に限つて所得補償するということはなかなか説明が難しいんではないかというふうに考えておりま

また、二番目には、そういった所得補償をストレートにとることでござりますが、これが農家の経営の改善に結びつくということでは必ずしもないというふうに考えられます。そういう点から見まして、国民の理解というのはなかなか難しいと、いうふうに考へておる次第でござります。

○風間栄君 それでは、次にサトウキビとてん菜の問題であります。

特に、サトウキビについては沖縄の基幹産業で

すから、最低価格を保証していますけれども、これもやはり三年ぐらい据え置いたらどうかという

意見があるんですけども、これまた同じ回答しか返つてこないんでやめますが、てん菜、サトウキビの搾りかす、資源の有効利用という観点から、てん菜はどういうふうに使つてているのか、サトウキビはどういうふうに使つてているのか、これも簡単にお答え願いたいと思います。

もう一点は、御承知のように北海道は季節外れの大雪が降りまして、てん菜の生育が非常におくれております。減収のおそれも出ておりまして、被害を最小限に食いとめるような農水省の指導、どんなことをやっているのか、項目で結構

○政府委員(中須勇雄君) 最初に、てん菜の搾りかす、いわゆるビートパルプと呼ばれておりますが、これにつきましては、御承知のとおり製糖工場で乾燥をさせまして、大変いいえさというふうことで主として搾乳用の乳牛のえさとして農協等を通じてけれども、挙げていただきたいと思います。

じて供給している、利用しているという実態にござります。

一方 サトウキビの搾りかす これは通常の方
スというふうに呼んでおりますが、これも同様に
製糖工場において発生するわけでございますが、
その大部分は製糖工場の燃料源としてこれを燃や
して発電をして工場内の電力需要を賄うと、こう
いうものとして有効に活用をしております。な
お、バガスについては燃料にゆとりがあると、こ
ういう場合には土地の生産性向上という観点か
ら、堆肥化して農地に還元すると、こういう例も
一部見られる状況にございます。

○政府委員(高木賢君) てん菜の被害を最小限度
に食いとめるための指導状況でございます。

どういう状況になつてゐるかということをまず申し上げますと、てん菜の植えつけにつきましては、降雪時までにほぼ八割程度が終了しております。したが、残りの二割は圃場が湿潤のために作業がおくれてゐるという状況にございます。それからもう一つ、既に植えつけを終えた圃場につきまし

ては、低温による活着不良など初期生育への影響が懸念されるという状況にございます。

したがいまして、指導のポイントは四つござります。

一つは圃場の排水対策を実施して、残りの二割のものにつきまして早期植えつけを実施すると、これが第一点でございます。それから、温潤になりますと葉に斑点が出る斑点細菌病というのが出

やすいということでもございまして、これの防除等の徹底というのが二つ目でございます。それから、湿润でありますし、地温が低いということでございまして、三番目には、中耕などによります通気性の確保、それから地温上昇対策の実施と

いうのが三番目でございます。それから、植えたものの活着不良等がございまして、中には欠株箇所が出ております。したがいまして、四番目には欠株箇所への補植の徹底ということになります。これをポイントとして指導してきております。

○都築譲君 平成会の都築譲です。
きょうは、農畜産業振興事業団法ということ

て今までの善通振興事業団それから畜糖事業団の統合のテーマでございます。

これは、莫大な借入金等、これは約八十兆円もあると、こんな状況がござります。それから、地方のいわゆる地方債の残高が百三十六兆円と大変厳しい状況にあるわけでございます。重複分を除くと合計で四百五十兆円ともある今は五百兆円とも言われるような国の財政状況があるわけでございまして、従来から行政改革がいろいろ唱えられてまいりました。

特に、大平内閣以降、行政改革ということで中曾根内閣とかいろいろやつてこられたわけでございますが、最近どうも行政改革といったものに厳しさが欠けるんではないかというふうなことを感

する次第でございます。特に大平内閣、あの時代にオイルショックを受けて赤字国債を発行という

ような状況の中で、例えば人事院の公務員の給与勧告がござりますけれども、そういったものも実施を繰り延べるとか、特にいわゆる指定職と言われる方たちの給与あるいはボーナスの繰り延べとか、そういうものがもう五十年代の前半から行われていて、それが鈴木善幸さんの内閣のとき

人事院勧告の凍結というふうな形で大変厳しい措置をとられたわけでございまして、公務員の皆さんには大変御苦労が多かつたんじゃないかと思います。

ただ、あの当時と比べれば、国の借金の状況は今の方が格段に悪化している状況にもかかわらず、行政改革もかけ声だけでなかなか進んでいないという状況がござります。そういう中で、また経済活力を回復するための規制緩和と、こういったものもなかなか進まない、こういう状況があるわけでございます。そういう中で、私ども本当に国民の皆さんから信託を受けて国政全般を担当する立場から言えども、もっと本当に痛みを少しづつでもわけ合つて、そして国民の皆さんに御負担をお願いしよう、こういう姿勢が必要なんではないかと思うわけです。

きこ、農水省につきましては、以前から被ノ3

牛乳、農水省はございません。以前から農業指摘がございました。ただ、やはり農業というのは国的基本でございますから、そういったものを十分観点に入れながら進めていかなければならぬわけでございます。

ただ、今回のこの農畜産業振興事業団法につきましても、もとと農水省全体として行政改革について真剣に取り組んでいただく必要があるんではないか。これはもちろん農林水産省だけの問題ではない、各省全般にわたる話だらうと思いますけれども、もつと努力をしていただく必要があるんじゃないかと、こういう観点から幾つか御質問をしたいと思います。

行政改革といいますと、一番目立ちやすいのが特殊法人ということで、こういう形で法案が出て

きておるわけでござりますけれども、行政組織のあり方とか定員のあり方、規制緩和あるいはさらには補助金のあり方とか、その他、例えば認可法人あるいは公益法人とか、もちろんのものがいろいろあるわけでございます。

一つお聞きしたいのは、今回特殊法人でござりますけれども、農水省所管の特殊法人、認可法人の役員にどれだけ農水省のOBが行かれているのか、特に公益法人についてはどうか。私自身は余り天下りの議論に集中してしまって、本来そういう特殊法人あるいは認可法人に何を行わせるのか、あるいは公益法人をつくり、そこに予算補助をしてどういったことをやつてもららうのか、そういった本来の議論が薄れてしまうから、余りそういうものに集中する必要はないと思うんですが、ただこれも非常に重要な点でございますので、冒頭その点について一つお伺いをしたいと思います。

○政府委員(高木勇樹君) お答え申し上げます。

ただいま農林水産省所管の特殊法人、それから認可法人、さらに公益法人につきまして、その役員に農林水産省OBがどれだけいるかというお尋ねでござります。

まず、特殊法人でございますが、平成八年五月一日現在で、常勤役員定数六十一名に対しましては、常勤役員定数四十名に対して、これも同じく平成八年五月一日現在二十六名でござります。また、公益法人につきましては、先生の方からのお尋ねがございまして、早速公益法人から聞き取り等を行つたわけでございますが、これは平成八年四月一日現在で、おおむね常勤役員総数九百五十名に対して四百九十名というふうに把握をしておりま

まし、そして私のいたいたい資料、これはいろいろなところから引つ張ってきたんですが、やっぱり膨大な数の実は公益法人があるわけでござい

まして、そこにまたたくさんの補助金が出ております。例えば野菜供給安定基金と、こういったものがありますけれども、野菜価格の安定対策費補助金ということで、これは四十三億、こういったものが出ておりますし、いろんなものが本当にたくさんございます。

さらにまた、おもしろいのは、本当に零細な補助金が幾つか出ております。例えば日本果樹種苗協会、これはたまたま目に入っているから申し上げるんですけど、これは農産園芸振興調査等委託費ということで二百万円というふうなお金が出る。こんな形の大きなものから零細補助金まで大変種々雑多なものがこういうふうに入つておるわけでございます。中には幾つか重複して同じような調査あるいは指導、検査、こういったものをやつているようなどころもあるわけでございます。

補助金の整理合理化といつたものについて農水省としてはどういうふうにお考えになつておられるのか、その点をお伺いしたいと思います。

○政府委員(高木勇樹君) ただいま先生お話の公益法人に対する補助金等でござりますけれども、公益法人、それぞれその設立目的があるわけでござります。その目的に従つていろいろな事業を行つております。その中で、特に国の政策遂行上必要な事業につきまして補助金等を交付している

三十一名、それから認可法人につきましては、常勤役員定数四十名に対して、これも同じく平成八年五月一日現在二十六名でござります。また、公益法人につきましては、先生の方からのお尋ねがございまして、早速公益法人から聞き取り等を行つたわけでございますが、これは平成八年四月一日現在で、おおむね常勤役員総数九百五十名に対して四百九十名というふうに把握をしておりま

まし、そして私のいたいたい資料、これはいろいろなところから引つ張ってきたんですが、やっぱり膨大な数の実は公益法人があるわけでござい

それで、また役員の定員の問題に戻りますが、今回の両事業団の合併によりまして役員についてもその合併の効果を出すということで努力をされておられるようでございますが、私が見たところ、二百十二人の職員に対しても役員が二十人いる、うち非常勤が何人かおられますから常勤役員としては数が少なくなるんだと、こういうことでござります。

さて、うち非常勤が何人かおられますから常勤役員としては数が少なくなるんだと、こういうことでござりますけれども、ただ副理事長が二人もいることは一体どういうことなのかなというふうに思うわけです。

いろんな特殊法人、総務庁の方から資料をいただいてざつと見ました。特殊法人も本当にいろんなものがございます。例えばJR関係あるいはNTT関係だつて、今は公社から特殊法人といふ形態に変わつておるわけです。あのあたりはもう何十万という雇用数を持つております。そういうものを見ると、一番大きなのは労働福祉事業団というものがございます。これは労働省所管ですが、一万四千名の職員がおりまして、それに対しても理事長一人それから理事が五人、こういう状況になつておるわけでございます。

だから、二百十二人で何で二十人もそういう役員がいるのか、常勤役員となれば十一人ということかもしれませんけれども、それにしても理事長がおられて副理事長が二人もおられるという必要性が一体どこにあるのか。またさらに、そういった人たちの処遇、給与は一体どういうふうになつておるのか、お聞かせいただきたいと思います。

○政府委員(熊澤英昭君) お答え申し上げます。

先生御指摘のとおり、新事業団の役員数につきましては、行革の趣旨に沿いまして、役員総数二十七名を二十名にするということでござります。また同時に、今先生からも御指摘がございました常勤役員数につきましては十一人ということで、

現在の法定の役員数十七人から六人減、実際の予算定数の十五人から見ても一人へと減少させておるわけでございまして、常勤役員数でいえば十人でこの新事業団の業務、すなわち畜産振興事

業団と畜糞砂糖類価格安定事業団、両事業団の業務を引き継いだ新事業団の業務を運営するということでおあります。

また、副理事長が二名ということでございます。この畜産振興事業団と畜糞砂糖類価格安定事業団、それぞれ法律に基づきまして価格の安定業務といふことで、いわば国の行政と一体となつて行う不可分の重要な任務を法律に基づいて遂行しているという性格を有しておるわけでございま

す。新事業団におきましても、両事業団の業務、農産物の売買の業務、さらには国内の助成事業といふことで、従来の行政と一体となつて、その任務がやはり大変重要なことは変わらないわけだと思います。これは法律に基づく業務につきましても法律に基づく業務について一切同じようないふでございまして、その任務がやはり大変重要なことは変わらないわけだと思います。

同時に、新事業団におきましては理事長のいわばそういう職責が質的にも量的にも増大をするということで、それを補佐する副理事長として、従来の畜糞関係の業務と、他方、畜糞・砂糖類の業務を担当いたしまして新理事長を補佐するというう観点から、二名の副理事長を設置するといふことで法案をお示ししてお願いをしているところでござります。

○都築謙君 恐縮ですが、もう一つ、役職者の給与、処遇の問題をちょっとお聞かせください。

○政府委員(熊澤英昭君) 失礼いたしました。両事業団の理事長、副理事長及び理事の現在の本俸月額を申し上げますと、畜産振興事業団につきましては、理事長が月額三百十一万九千円、副理事長が百十七万一千円、理事が百万五千円でございます。他方、畜糞砂糖類価格安定事業団につきましては、理事長が月額一百二十万二千円、副理事長が百七万六千円、理事が九十三万三千円となつております。

新事業団の役員の給与につきましては、今後一本化して設定をすることにいたしております。新事業団の規模、業務量、業務の性格等を勘案の上、適正に定められるように今後対応してま

いりたいと考えております。

○都築謙君 私自身思ひうんすけれども、私もおととしまで役所に勤めておりまして、次官とか局長の方の処遇が民間企業と比べて低いということは確かにそう思います。

ただ、そうはいつても、例えば農水省でも何万人という職員を抱えておられるし各省それこそ何人といふ大臣を補佐するトップの事務官の官僚としてそういう処遇をとるというのはわかるんですけれども、二百十二人の、今回合併してそういうところに戻つて、そういう非常に小規模な、確かに事業内容は重要かもしれませんけれども、農水省の行政の中のごくごく一部分の責任者といふ形になられるだけで本当にこれだけの給与をいたくことがよろしいのかというふうな問題もあるし、また数についても十分減らし切れていないまま非常に高額です。さらにまた退職金の問題だつて、随分前からいろいろ批判があつたようになります。

それで、もう一つ確認したいのは、蚕糸とそれから糖価安定事業が合併したときも、一時期、経理勘定も別々、業務も別々、それから事務所もばらばらだった、単に形だけ一本にしたんだと、こんな批判があつたわけですから、今回の統合によつてそれはどういうふうになるか教えていただけます。

○政府委員(熊澤英昭君) お答え申し上げます。

現在の蚕糸事業団が設立されました際に、発足当初、確かに事業所が別々であつたというような事情はございます。それは先生御指摘のとおりであります。

私ども、今回の新事業団の設立に当たりまして、管轄部門の一本化等組織の合理化を図ろうといたしました際には当然のことながらやはり事務所も一つの事務所に入つて業務を効率的に運営する必要があると考えております。したが

いまして、現在、十月一日を発足の日途としておりますけれども、本部事務所につきましては、現在在畜産振興事業団が本部といたしております港区の麻布台ビルに統合を行う予定で準備を進めております。

そういうことで、今後、新事業団の発足と同時に事業の効率的な運営が図られますように努めてまいりたいと考えております。

○都築謙君 それと、やはり特殊法人がどういう活動をどういう業務実態、経理実態の中でやっておられるかというのも国民の皆さんによく知つていただく必要があると思うわけでして、昨年の十二月十九日に「特殊法人のディスクロージャーについて」という閣議決定がなされたわけでございます。

前回の蚕糸とそれから糖価の統合のときは、例えは職員の給与水準について、実は蚕糸の方が伝統が古くて歴史があつて高い給与水準、それで糖価の方が三倍の職員がおられたんすけれども、合体したところで高い方の水準に合わせた、こういうふうなお話もあつたや聞いております。

ところで、じや、一般管理費の方がどれだけふえたかということになると、そのところが実は不透明になつてゐるんじゃないかな。通常、人件費というのは一般管理費の方に計上すべきものなのに、ところが事業の方を担当しているということで、事業費の方にそういう人件費をめり込ませることがいろいろ行われてゐるんだと、こういうような指摘もあつたわけでございます。

今回の話については、職員の給与水準は労使関係の中で決定されるのですからそれはお任せを

するとしても、そういうデイスクリージャーについて、昨年の閣議決定に基づいて、今までの特殊法人の会計基準要領と、こういったものがあるわけでございますけれども、そういうものが本当に明確になるよう、形式的なディスクロージャーだけやつていればいいというわけじゃないというふうに思うわけございまして、これは農水省というよりはむしろ総務省の方に少しそ

ういつたディスクロージャーについての考え方をお聞かせいただければと思います。

○説明員(青柳親房君) 特殊法人の財務内容等につきましては、これらを公開いたしまして透明性の確保を図る必要がある。そういう指摘を踏まえまして、議員が今御指摘ございましたように、平成七年十二月十九日に「特殊法人のディスクロージャーについて」という閣議決定を行つたところでございます。この閣議決定におきましては、特殊法人のディスクロージャーの原則を明らかにするとともに、具体的措置として三つの措置を講じておるわけでございます。

その第一は、既に法令により定められたディスクロージャーを的確に実施するとともに、逐次規定の整備を図るということございます。

第二点は、財務諸表や事業計画の概要、子会社等の一覧、組織の概要、こういったものを毎年九月末までに官報等に公表するとともに、財務諸表、その附属説明書類、事業報告書等を事務所に備えつけるなどによりまして、ディスクロージャーを積極的に行うこと。

第三点は、昨年の十二月から実施されております特殊法人の財務内容の公開、子会社等に関する行政監査の結果を踏まえまして、一層の公開を推進するという三点でございます。

今後とも、特殊法人のディスクロージャーにつきましては、財務内容等の一層の公開を推進し、透明性の確保を図る観点から着実に実施をしてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○都築謙君 それで、あわせて、総務省も来られておりますから、今回の統合に至る経緯をいろいろ資料を見ておりますと、中にちょっと大変疑問に思う資料も出てきたわけでございます。新聞記事等が中心でござりますけれども、例えば今回の統合案については九三年に第三次行革審でいろいろ議論がなされておりまして、第三次行革審の方が九三年六月半ばころに特殊法人の対象リストを九法人に絞り込んで第二次ヒアリングをやろうと

いうことで、その中に畜産振興事業団も蚕糸事業団も入つておつた。ところが、ほかの省庁も一緒に九法人がその第二次ヒアリングをボイコットしたことなどで、行革審の方はもうなすすべもなく特殊法人の絞り込みが十分できないまま一般的な議論に終始をしてしまつた。

こんなお話をあるわけございまして、その辺について農水省の方はどういうことであつたのか、なぜ出なかつたのか、こういうことをお聞きしてないわけですが、いかがでしようか。

○政府委員(高木勇樹君) ただいま先生が御指摘の経緯につきましては十分つまびらかには承知していませんが、事実といたしましては、平成五年二月に第三次行革審から当省所管特殊法人につきましてヒアリングがありました。それ以降再度のヒアリングの要請がなかつたというものが事実でございます。

○都築謙君 これは、総務省も来られておりましたから、総務省はたしか行革審の事務局の事務官が関与したと、こういうふうな話もあるようですが、おられたと思ひますので、その点について経緯を御承知でしようか。あるいはまた大物政治家が関与したと、こういうふうな話もあるようですが、おられたと思ひますけれども、その点についていかがでしょうか。

○説明員(青柳親房君) 第三次行革審におきましては、平成五年四月中間答申以降、いわゆる九特殊法人につきましての第二次ヒアリングが行われていないというのは事実でございます。

この第三次行革審の最終答申、これは平成五年十月にまとめられたものでございますが、この中にも述べられておりますように、個別の特殊法人についての具体的な方策について検討するよりも、特殊法人全体にわたる見直しの視点を提示すべきであり、その具体的検討については政府に

だねるべきであるという判断を最終的にとられた、こういうことに基づくものと私ども承知しております。

なお、政府といたしましては、この答申を受け各省政府の全特殊法人の見直しを行い、この結

果が平成七年二月二十四日付閣議決定「特殊法人の整理合理化について」になります。その中で今回御審議をいたしております事業団を含む十四法人の七法人への統合、それから五つの法人の廃止、民営化等、さらに同年の三月末には追加をいたしまして二法人の統合ということを決定したところでございます。これらのうち、この通常国会には九法人の統廃合、民営化等についての法律案が提出されておりますのでございまして、結果的には第三次行革審の答申が今日こういう形で具体化が図られたものというふうに承知をしております。

○都築謙君 今のお話を伺いすると、やはり政

府に置かれる審議会では政府の改革というのではなくんだと、こういう指摘もあるわけでござい

ますから、むしろ本当に土光臨調のときのよう

な強力なりーグーシップとか、あるいは国会の役割

の重要なとか、そういうふたものをもう一度我々も

よく考えなければいけないのかな、こんなことを

思ひます。

それで、時間がなくなつてしまひましたので、

通産省の方にもお越しいただいておりま

す。

生糸価格が今乱高下をしている、こういう状況

の中で、非常に養蚕農家が減少しているというの

は先ほど風間委員からも御指摘がございました。

それで、いただいた資料などを見てまいります

と、特に平成六年度などは生糸の需要の関係を見

ますと、実は二次製品ということで外国から輸入

しているものがもう五割を占めている。平成六年

で三十八万二千俵、生糸ベース換算でございま

すけれども、「綿等の供給割合の推移」という表があ

るわけですが、こういうふうな形で二次製品が急

増してきている背景のはどうなのか、通産

省の方にお伺いしたいと思います。

○説明員(福葉健次君) お答えをいたしたいと思

います。

現在、通関統計で把握できます綿二次製品につ

きましては、金額でございますが、円ベースで見ますと必ずしも増加の傾向にはない実態でござります。例えば刺しゅう布、あるいはプラス、ハニカチ、あるいはスカーフ、ネクタイ等、いずれをとりましても趨勢的には、金額的にはむしろ減少の傾向にあるということがうかがえるわけでござります。ただ、数量的に申し上げますと、一部例えばスカーフのように減少傾向にあるものもございますが、むしろ刺しゅう布あるいはネクタイのように近年増加をしておるものも多く見られるわけでござります。

また、こうした実態の背景でございますが、最近の我が国における円高の状況ですとか、あるいは内外のコスト差というようなことがこの背景としてあるのではないかと考えております。

○都築謙君 金額ベースでの換算では確かにそうですが、やはり数量ベースではということでこう

いう資料がありまして、平成四年から三・五、四、

五一というふうな形で生糸ベースに換算して試算

をすると相当ふえていることがあるわけでござります。こういうものを考えてみると、実は

国内産織のシェアといふのが平成六年では実は

七%にすぎないという状況になつてきている。こ

れは値段の問題等もいろいろあるのかもしれません

ん。

ただ、考えてみると、日本の綿といふのは大

変伝統的な産業ですし、高い技術水準を持って本

当に世界に誇れるようなものであるわけでござ

りますけれども、逆に一つの考え方としては、原

料の方は織が一キロ千五百十八円と、どのくらい

使うかということを抜きにして申し上げればかな

り低いものがございます。一つの試算としては、原

料の方は織が一キロ千五百十八円と、どのくらい

使うかということを抜きにして申し上げればかな

り低いものがございます。

なお、生糸の価格安定制度は、御案内のように

織は農産物としてのいわゆる豊凶変動があるとい

うこととに加えまして、着物などの高級衣料の原料

として非常に景気変動の影響を受けやすい、した

がつてまた価格の変動も激しいということで設け

られています。上がれば当然エーゼーに非常な苦難がかかる、下がれば生産者に苦

難が生じるということで、一定の安定価格帯の中

に生糸価格をおさめると、このペースでやつていかれるつもりなのかどうな

のか、そこを初めて伺つておきたいと思います。

○政府委員(高木勇樹君) 先生ただいま御指摘の

業さえも余りにも国産織が高過ぎて外国産織を買

う、外国産の生糸を買うというものが十分に活用できぬという状況の中で川下産業の人たちまで

すごい影響を与えていたのではないか。

確かに、養蚕農家の方たちの御努力というのは

わかりますけれども、もっと国全体の産業とかある

いは労働者のことを考えたら果たしてこの価格支

持制度というのがいいのかどうか。そういった

ことを、少し農水省のお立場でお考えを聞かせていただければと思います。

○政府委員(高木賢君) ただいまお話をあります

たけれども、着物が生糸の需要の大宗を占める

ものでござります。着物の需要は実は残念ながら

今先生御指摘の表にははつきり出ておりませ

んけれども、この何年間かで半分ぐらいに減つて

いる、こういう状況でござりますから、やはり需

要が低下したというのが関係業界の苦難の一つの

大きな原因だと思います。

それからもう一つは、原料に占めます生糸ある

いは織の値段といふのは非常に小さうございまし

て、着物はいい物から悪い物までいろいろあります

けれども、万円単位であるのに対しまして、原

料の方は織が一キロ千五百十八円と、どのくらい

使うかということを抜きにして申し上げればかな

り低いものがございます。一つの試算としては、原

料の方は織が一キロ千五百十八円と、どのくらい

使うかということを抜きにして申し上げればかな

り低いものがございます。

ただ、考えてみると、日本の綿といふのは大

変伝統的な産業ですし、高い技術水準を持って本

当に世界に誇れるようなものであるわけでござ

りますけれども、逆に一つの考え方としては、原

料の方は織が一キロ千五百十八円と、どのくらい

使うかということを抜きにして申し上げればかな

り低いものがございます。

農林水産省を他省庁と比べてみればどういうこ

となのか、私は実にまじめよくやつてきたと思って

ます。公務員の人減らして言いますといふと、こ

こ十二、三年ということになりましょうか、いつ

も計画を上回つて人減らしを実施してきた。例え

ば、第七次計画の場合で言えば、三千五百の計画

に対しても五千弱の削減をやるというような状況で

ありました。こんな状況でありますから、行革が

あります。こんな状況でありますから、行革が始まると昭和四十二年を一〇〇にすると今農

水省の定員が何ぼになつてゐるか、四五・三であ

ります。では全省平均は何ぼなのか、九五・一

であります。全省で減らしているのが五%弱な

んだ。農林省は半分以上減らしてきてゐるんで

す。よくやつたというよりも、これは私はやり過

ぎじゃないのか。このままいつたら農林水産省はなくなるんじやないのかという、そういう見方

すら今出でていますよ。

官房長に伺いたいのですが、これからも

このペースでやつていかれるつもりなのかどうな

のか、そこを初めに伺つておきたいと思います。

○政府委員(高木勇樹君) 先生ただいま御指摘の

とおり、農林水産省の定員は昭和四十二年を一〇〇といりますと、累次の定員削減がござります。指數として四五程度ということになつております。

ただ、私どもとしては、やはり政府の重要な課題の一つである行政改革、これにつきましては、業務量の関係とか新しい仕事量も考えながら、また組織の簡素化、合理化といったようなこともやりながら計画的に定員削減をやつてきております。また、今後ともこういった方向については避けられないものというふうに考えております。

ただ、定員問題については、一つは食糧自給率の低下傾向に歯止めをかけることを基本にいたしまして、可能な限り我が国農業生産の維持・拡大を図る必要がある、またガット・ウルグアイ・ランド対策を着実に実施していかなければならぬ、中山間地域対策の総合的な推進といったような多様な行政課題がござります。また、我が農林水産省の職員の年齢構成といったような定員の実態、こういうことを十分に踏まえて対応していくかたいと考えております。

○谷本巍君 そこのところはひとつ慎重にやつていただきたいと思いますが、私が申し上げているのは、他省廳との絡みの問題で申し上げておるのは、大臣に伺いたいのであります。五月九日の参議院の予算委員会で私どもの同僚議員の質問に橋本総理が行革問題で次のように答えておられます。

総理が言つておりますのは、二十一世紀に向け活力を持つ社会を維持するには、産業構造、社会構造が変わらねばならぬということを大前提にいたしまして、対外関係の問題も含めまして具体的な問題として総理が提起されたのは、資源エネルギー問題と人口・食糧問題、そして環境問題、この三つが二十一世紀に向けてなぜ行革をやつて

いくかということについての大きな課題になつていくのだと、こう強調されております。そして総理はさらに、ウルグアイ・ラウンドの合意問題にも触れておりまして、とにかくこれは約束したから実行していくが、二十世紀初頭以降の食糧問題については国際的にも改めて考えていかなければならぬというふうに言つております。

こうした総理発言を引用するまでもなく、これまでのような工業化・経済成長優先の時代の公務員減らしというのと二十一世紀に向けての行革の目標というのは変わっていかなきやならぬ重大な変化が生じてきていると、こんなふうに見ていいのではないかと思ひます。そうした先行き問題については大原農林水産大臣がどのように認識しておられるか伺いたいのです。

○國務大臣(大原一三君) 私も予算委員会での総理の答弁をお聞きしておりました。社民党の梶原委員のこれから資源問題に対する基本的な質問であつたと思っております。

行革問題と切り離しても、私よく農林省の中で言ふんですが、僕らは五十年単位で物事を考えて、今後におきましてはこういった行政課題への対応、さらには職員の年齢構成といったような定員の実態、こういうことを十分に踏まえて対応していきたいと考えております。

○谷本巍君 そのところはひとつ慎重にやつていただきたいと思いますが、私が申し上げているのは、他省廳との絡みの問題で申し上げておるのは、大臣に伺いたいのであります。五月九日の参議院の予算委員会で私どもの同僚議員の質問に橋本総理が行革問題で次のように答えておられます。

総理が言つておりますのは、二十一世紀に向け活力を持つ社会を維持するには、産業構造、社会構造が変わらねばならぬということを大前提にいたしまして、対外関係の問題も含めまして具体的な問題として総理が提起されたのは、資源エネ

らしも今の計画でいつたらもう限界、食糧庁の年齢構成もとにかくまたまそういう構成であつたためにやめになる方が非常に多かつたという事実、これからはそういうふうに思ひますね。

そういう意味で、今、官房長が申し上げましたように、過日の内閣の予算が通りました後、総務長官から、第九次の人員削減に入るが御協力方をお願いしたいと、こういう御要請もありました。しかしながら、これは今後総務庁と十分詰めていかなきやならぬ課題でございまして、官房長が申し上げたような年齢構成、人員構成の実態を踏まえて今後のその計画には対応していきたいと、かように考えております。

○谷本巍君 ありがとうございました。

それでは続いて、事業団法の問題に入りたいと思います。

これまで経済界やマスコミの皆さんには、市場開放が進んでいくといふと、事業団といふのは縮小化できるし統廃合もどんどん進めいくべきだという考え方を提起してこられました。そういうものもあるでしょうし、そういうものでないものもあるはずであります。

初めに、畜産事業団の場合どうなのかといふことについて伺いたいのです。畜産事業団は設立以後が来ないとも限らないんです。この土地条件や地理的条件の悪い、ほつておけば自由化によつて荒れ地になつていく可能性もある農地を的確に使って、百億人口のときに一〇〇%おまえらやれと言われたときに、果たして今の状況でできるずるといつてできるのかどうかというような課題を、今から私たちは考へていかなきやならぬのではな

務の開始ということでもいつたわけでございまますけれども、まず牛肉の輸入の自由化を実施するということを決定したわけでございます。そ

の決定をいたしまして平成三年から自由化を実施するというのを決定したわけでございます。そ

の間にありますと、まず平成元年に国内外の牛肉に關します情報収集、提供、そういう業務を開始いたしまして、内外への情報提供の業務をまず始めた。次に、平成二年から牛肉の自由化に伴います国内の肉用牛経営への影響を緩和する、そして国内の肉用牛経営を維持・拡大していくこうといふことで、その手法の一つとして肉用子牛の生産者に対しまして補給金を交付するという業務を平成二年から開始をしたわけでございます。そし

て、平成三年に牛肉の自由化に伴いまして輸入牛肉の売買業務を廃止したということをございましてですね。それと同時に、我が国の食糧自給率四〇%ですが、これを自分で一〇〇%貪るという時代が来ないとも限らないんです。この土地条件や地理的条件の悪い、ほつておけば自由化によつて荒れ地になつていく可能性もある農地を的確に使って、百億人口のときに一〇〇%おまえらやれと言われたときに、果たして今の状況でできるずるといつてできるのかどうかというような課題を、今から私たちは考へていかなきやならぬのではな

いのかなと。畜産振興事業団の業務の追加、増加の状況につきまして全体について関税化ということで、まず一元輸入は廃止になつたわけでございますが、他方、同時に、この合意の中ではカレントアクリセスが合意されておりまして、その部分につきましては畜産振興事業団が元的に輸入をするということをございます。同時に、カレントアクリセスを超える、民間が指定乳製品を輸入する場合がございます。これはかなり相

当の額の関税相当量、いわゆるTEを払えば輸入はすることができるわけでござります。その際の関税相当量の徴収業務、これが畜産振興事業団に付与されたということをございます。

こういった業務の変遷の過程で、量的な数字を
お示しすることはなかなか困難でございますけれども、例えば予算の支出額で見ましても、昭和六
十二年度の予算の決算済み額が二千五百十億円でござりますが、平成六年度も二千五百六十五億円
ということで、業務量としては従来と現在とではほぼ同じ程度の業務量がある。今後も同様の業務
量が維持されるというふうに見通しているところでござります。

いつたOAシステム化によります業務の効率化、あるいは従来の業務の中で、例えば業務の申請を図る、そういうことによりまして業務の効率化を推進しております。

経過があるわけであります。つまり、国の出先機関じゃないということであります。ところが、監督を行なうべき官庁出身者が役員の大半を占めてしまっている。事業団によつてそれぞれ違ひがあります。この場合もしかし例外だとは言いにくいくらい。
（つづく）

最後に伺いたいと思いますのは、二百十二名の職員でしたか、平成十三年までに約一割削減をしていく、生首は切らないで定年退職者を補充しないとか新規採用を抑制することでやつていくんだというふうに、衆議院の記録を読んでみますといふ二点がよろしくこれについてお尋ねください。

業務量としての荷物と現在とおなじ程度の業務量がある。今後も同様の業務量が維持されるというふうに見通しているところです。

△谷本鏡君 そのところはもう少し申し上げたいことがあります。寺間がなくなつてきておひりながら適切な事業団の運営に努めてまいりたいというふうに考えております。

ますよ。そして、透明性を確保していくといふことについても疑問が生じやすい。

そこで、伺いたいのは労働条件の問題であります。

移はどうですか。例えば牛肉自由化以前というと、平成二年ですか、それから現在の数は。

までの、現場と皆さんとの受けとめ方の間に
やっぱり違いがあるなどということだけ申し上げて
おきたいんです。
続いてお尋ねをしたいのは、大臣からお答えを

した点を踏まえて、官房出身者の数ができるだけ抑えながら内部登用を図っていくというぐあいにすべきだと思うが、大臣のお考え方方はいかがでありますようか。

から休暇の問題等々があるわけあります。が、違
いがあるやに承つております。ここのことらが、
いつもやつぱり事業団統合のときに労使でともす
ると紛糾が起りやすいというようなことになつ

七次及び第八次の定員削減計画が遂行される中で、事業団の職員につきましては徐々に削減をしてまいりまして、平成七年度末で九十八人というのが定員の数でございます。

統合で活力が生まれるのかどうなのか。何かマイナスとマイナスが一緒になつてマイナスが倍増する、マイナスとマイナスとを掛けた今度はプラスにしていくんだという、何かそういうふうな路筋を

のは非常に難しい問題をたくさん内包していると思います。この資金原資というのは全部郵便貯金と簡保年金でございまして、この特殊法人の今後のあるようはどうするんだ、要らぬものもいづばら

場合にはかつて砂糖類と蚕糸が一緒になつたといふ経過がありましたけれども、あのときには、他のものと比べますといふと割とうまく労使の関係の話し合いがいつたのではないかといふうに言

るはずなんですね、事業団の組合の皆さんに聞きます」と。やつぱり業務をはかるのは労働時間が一番いいんですよ。ところが、最近は残業があえでたといつてもナービス残業があえでた

統合によるメリット問題は既に議論がありましたが、触れませんけれども、例えば人事交流にによる活性化の問題であるとか、それからもう一つ、やっぱり業務上のノウハウの交換などがいろいろなところでもあります。

ば銀行関係、金融関係には民間と競合するものがかなりある。こういったものをやらぬものは削っていくということをし、国しかできない、国がやらぬきやならない調整事業は、これは専門法人と

そういう経過もあつたわけでありますから、そういう経過等を踏まえながら、労働組合とよく話し合つてこの辺のところは解決していただきたいと思うのですが、いかがでしょうか。

というものが共通的な話でありますので、仕事はよえてきてる。しかし、第八次削減計画に準じて職員は減らされてきた。これが事実なんじゃないですか。

いくのには役員の内部登用、これを拡充していくことが大事なのではないかと思います。役員問題については先ほど都築委員から給与や退職金の問題がありました。その点も大事だらうと思います。

一人でございます。しかしながら、もう話が長くなりますが、郵便貯金をどうするんだ、これは行革の私は非常に大きな今後の日程だと思つております。

○政府委員(熊澤英昭君) 確かに今申し上げましたとおり、牛肉の輸入の自由化が決定されまして昭和六十三年当時百六人、現在、その後削減をして九十八人まで削減したということを申し上げました。その間に業務の過重があつたのではないかという御指摘でございますが、事業団の業務の遂行に当たりまして、一つにはO.Aシステムの導入、これは現在も進めておりますけれども、そ

何はどうもあれ、今委員がおこしやつた問題點につきましても、我々もその行革のプロジェクトの中において五〇%を超えてはならないということを再確認いたしまして、官邸に送り込んでまた改めて省庁で確認していくだけ、こういうことでござりますから、その点については十分厳守をしてまいりたいと思つております。

さるに、尋ねの両事業団の給与体系、勤務条件についてございますが、確かに若干の差異があるところは御指摘のとおりでございます。新事業団の設立に当たりましては、基本的には新事業団の関係者、労使の間で十分に話し合いの上解決されるべき問題だというふうに考えておりますが、御指摘のとおり、一方の事業団であります蚕糸砂糖類業団

格安定事業団につきましては合併の経験がござります。その際の経験も参考になると思ひます。両事業団の間で十分に話し合いをし、新事業団のもとで給与体系、勤務条件が統一された形で調整が図られて、一本化された給与体系、勤務条件のものとで運営をされることが適かつ望ましいものというふうに考えております。

十分なそういう話し合いの上で適切な給与体系、勤務条件が設定されますように、私どもも十分指導してまいりたいというふうに考えております。

○谷本觀君 終わります。

○須藤美也子君 先ほどの答弁の中で、理事長の給料が百三十一万、理事の給料が百万五千円と、ちょっとと今農家の状況から見たらびっくりするんじやないかと思ひます。

そこで、私は天下り人事の問題についてお尋ねをします。大臣にまずお尋ねをいたします。

昨年の二月二十四日の閣議で当時の官房長官が、常勤者の役員に対して国家公務員出身者の比率、これは半分以下にすべきだ、こういうことをおっしゃいました。ところが、先ほど谷本さんは、農水省がよく削減、行革審に協力をして高く評価しているようですが、私はそういう評価はできなんですね、残念ながら。これは、農水省の所管する特殊法人で、当時の官房長官の発言をクリアしているところがありますか。

つまり、森林開発公団は常勤員五人のうち四人がOBですね。さらに、農用地整備公団は六人のうち四人。畜産振興事業団は六人のうち四人。蚕糸砂糖類価格安定事業団は九人のうち六人。これは目標をクリアしております。

ところで、今回の新事業団で、十六条で理事長と監事は大臣が任命するとあります。そして、副理事長と理事は大臣が認可する、そういうふうになつていますね、第十六条で。そこで、大臣はこの官房長官の発言を受けて、天下り人事をやつぱり厳しく規制しなくちゃならないというふうに思ふのですが、その点はいかがでしようか。

○國務大臣(大原一三君) 先ほど谷本委員にもお答えしたところであります、何しろこれ任期というのがござりますからね、あんたはこれ五〇%を超えるからやめなさいというわけにもいかないので、その任期の兼ね合いを十分見ながら、後補充の際に配慮していく、こういうことを考えていかざるを得ないのではないかなどと思つています。

したがつて、私も行革審の中におきました一人でありますし、この点についてはひとつ農林省挙げて努力をしていかなければ、こう考えております。

○須藤美也子君 天下り問題について世間でも相当厳しい目で見ておりますので、その点も含めて厳しく対処していただきたいと思います。

次に、事業団が行う価格安定制度のうち、私はとりわけ今回蚕糸について質問したいと思います。

今、養蚕農家は大変厳しい状況にあります。一年間で一万九千戸から五千戸も減少して、現在一万三千六百四十戸、こういう状況になつております。繭生産量も二十年前のわずか六%、五千トンまで落ち込んでいる。こうした中で、繭糸の価格安定制度は養蚕農家にとつても必要な対策であります。特に、平成五年十月からは、養蚕、製糸、流通、絹業界の四者協議によつて養蚕農家にキロ当たり一千五百十八円、これを保証しております。これには事業団からも奨励金が充てられております。

しかし、今現実に養蚕農家の経営にとってこのキロ当たり一千五百十八円で經營が成り立つと考へておられるのかどうか、ここを率直に答弁をお願いしたいと思います。

○政府委員(高木賢君) 繭糸価格安定制度につきましては、生糸に着目をいたしまして、生糸価格が乱高下しやすい、こういう性格を持つていてものに対しまして、事業団の売買あるいは輸入調整措置、国境調整措置を通じまして、一定の価格安堵帶の中におさめるということを目的としており

繭の値段につきましては、一定水準の生糸価格の実現を通じて製糸業者が繭代を払う、こういう仕組みになつておるわけでござります。この場合生糸の価格安定帯は、生糸の生産条件、需給事情その他経済事情から見て適正と認められる水準に生糸の価格を安定させることを旨として定めることになります。それで現在の繭価水準一千五百十八円は、平成元年に糸の安定基準価格を九千八百円から一万四百円に設定した際に、基準価千四百四十六円でありましたものを千五百十八円にした。これが踏襲されているわけでござります。

今お話をありましたように、生糸の方の需給事情、大変悪うございます。需要が減退する、それから内外価格差がなかなか縮まらないという事情のもとで、非常に絹業サイドも苦難の道を歩んでおります。

そういつた事情を配慮いたしまして、平成五年から六年につきましては、従来の基準糸価一万四百円を八千四百円に引き下げました。そうしますと、基準価を千二百二十六円ということに引き下げざるを得ないのが制度の仕組みでござりますが、ただいまお話をされましたけれども、それではなかなか難しいということで、何とか一千五百十八円は維持してほしいという養蚕団体からの要望も踏まえまして、関係業界の協力、具体的にお金の負担によりまして、取引指導繭価である千五百十八円というものの水準の確保を図つたところでござります。

一千五百十八円でどうかということですが、生産費等の調査もあるわけですが、先進的な農家等から見ますとまあぎりぎりの水準ではないか、このよう見えてるわけでございます。

それで現実にどうかということですが、生産費

○須藤美也子君
群馬県の日本で最も盛んな養蚕地である安中市に行つて、一トーン会の会長さんともお会いしてきました。あそこの群馬県の安中に行きまして、大体今ごろは剪定して桑の畑を手入れする時期なんですがそれども、今や桑は天まで上っている。天まで上ると言ふと大きさですけれども、どんどん高くなつて、かつて私が小さいころ、桑の実を食べて唇を紫にした覚えがありますけれども、そういう荒れ放題に荒れてしまつて、そういう中で養蚕農家はそこをもし仮に、桑畑を別のものにしようとしてもされない、そういうところに野菜はつくれない中山間地です。荒れざるを得ない。
しかも、最盛期には朝四時から起きて夜九時になる。お母ちゃん言つていました。千五百十八円で諸経費九百円引くと六百五十円しか残らない。その辺のスーパーの一時間時給、パート代よりも安い。だから後継者なんか育つはずはない。後継者が出たとなつたらショックを受けると。
だから、私思ふんです。千五百十八円でこれいいんですけど、こう考えておられるのであるとすれば、私は、農水省は養蚕農家はどうか安樂死してもいいですよと言わんばかりの政策じゃないですか。もつと現状に合わせて、安中の人たちが言つております、少なくとも今農水省が発表した生産費の価格がキロ当たり三千四百五十六円でしょう、農水省が三千四百五十六円必要だと計算しているにもかかわらず四四%の千五百十八円。少なくとも二千五百円あれば将来に展望が持てると言つているんです。
価格政策の問題で、私は、もつと養蚕農家の実態とそれから日本の養蚕をどう発展させていくのかどうか、こういう問題に対する基本的な、根本的な政策を持つべきではないか、このように思うんですが、いかがでしょうか。

○政府委員(高木質君) 千五百十八円といいますと、全部の織がそのように取引されているようと思われるかもしれませんけれども、これはいわば下支え的な意味合いを持つ価格になつております。現実に取引される価格は、需給動向なり品質に応じまして実際には千六百円とか、時期によつては千九百円というような実勢価格になつたこととござります。

そういう意味で、いい腕をつくればさらに価格は高くなると、こういう事情にもござります。いわば物の値段でありますから、需給なり品質で規定されるところが大きいわけでございます。そういう品質面での御努力もお願いして必要な所得を得ていく、こういう考え方。

さらには、何といつても先ほど来言つておりますように、需要が非常に落ちてきているということが苦難の始まりでございます。糸、織につきましては、安定的な需要を確保するということで特定の、何といいますか、お得意さんを確保する、こういった努力がぜひとも必要であるというふうに思つておりますて、そのための対策を講じてはいるところでございます。

○復興美也子君　たとすれば、群馬県もあるいは
その他福島も今大変です。耕作放棄地が一番ふえ
ているのが福島県です。そういう中で、これらの
県で今年度から研究チームをつくって、約四千万
円の予算でデカッブリング、中山間地への所得補
償ができるのかできないのか、本格的な調査に入
る、こう考えています。県でやろうとしているん
ですから、国ではどうですか、この問題について。
○政府委員高木勇樹君　ただいまのいわゆる直
接所得補償のお話でございますが、これは平成六
年八月の農政審議会報告におきましても、また報
告を出すに当たつて大変な議論のあつたところで
ござります。

結論的に言いますと、今の時点でこういった制度を我が国に直ちに導入することは適当ではないとの意見が大勢を占めたわけでござります。ただ、この農政審議会でも幅広い観点からの引き続

きの検討が必要だという指摘がございました。私どもも現在そういう農政審議会の指摘も踏まえて検討を続いているところでございます。
○須藤美也子君 その点については全国の農家がそのようなことを要求しておりますので、ぜひ検討をしていただきたいと思ひます。

最後に、輸入飼料による牛の死魔事故についてお尋ねをいたします。

山形県の庄内経済連がオーストラリアから輸入した粗飼料オーツヘイ、これを取り扱った畜産農家が初めて使用したところ、牛の足腰がぶらついて死亡するという事故が起きました。「狂牛病じゃないか」と呼ぶ者あり、頭ではないですから、足と腰ですから。これを初めて使つたところに起きているんです。このような事故がなぜ起つたのか。しかもどれだけオーストラリアからそのオーツヘイを購入しているか、この農家の救済についてどう考えているのか、徹底した原因究明、

○政府委員(熊澤英昭君) お答え申上げます。
先生御指摘のとおり、本年三月に山形県下五戸の農家において、牛九頭、羊一頭の十頭が、結果的には中毒症状を呈しまして、うち六頭が死亡しましたということです。

これに関して、家畜保健衛生所等関係機関が発生状況と原因解明のための調査及び病勢鑑定

を実施いたしております。これは一つの研究所だ

けではなくて、複数の畜衛生試験場 国立畜生

試験場、肥餌料検査所等が検査をいたしましたわけですが、

した牛の症状あるいは病理所見等から見まして、本病はウイルス等による感染性疾患ではなくて、

本邦はウイルス等による伝染性疫病ではなくてオーストラリアから輸入されたオーツヘイ、燕麦

でございますが、オーツヘイの給与による中毒で
はないかとふうのが現在の判断でござります。

この中毒の原因となる菌体等につきまして現在

さらに詳細な説明に入っているということをごさ
いますし、また輸入先のオーストラリアに行きま

して、現地での原因解明にも当たりたいというふ

うに言つております。この販売されたオーツへ
い、販売業者が既に残りの分全部自主的に回収を
いたしておりますし、また被害を受けた農家に対
しましては補償をするということで、補償の額に
ついでも決着を見たというふうに承知をいたして
おります。

さらばに、私ども、「時間だから要領よくやれ」と呼ぶ者あり)はい。この病気につきまして、さうに家畜衛生試験場等の原因究明の結果を見た上で今後とも安全性の確保に万全を期してまいりたいというふうに考えております。「しつかりや」と呼ぶ者あり)

○須藤美也子君 ほかの議員がそう言つているから、二度とこのようなことが起きないようにはひとつ安全チェックを厳しくしていただくように。終わります。

○国井正幸君 私は、このたびの農畜産業振興事業団のこの法案は基本的に賛成をしたいと思うわ

は、これまでそれぞれの事業団が行つてきた機能
といふものを後退させないように、ぜひ特段の御
配慮をお願いしたいと思います。

先日、私、地元が栃木なのですから、栃木県
内の畜産農家やあるいは農業団体の関係者と懇談

をする機会を持ちました。その中で、畜産振興事業団から交付される生産者補給交付金、これを財

源とする肉用子牛生産者補給金制度に話が及びま

して、この制度については大変いい制度だといふことで生産農家あるいは農業団体の関係者も大変

肉用子牛の安定生産はもとよりでござりますけれども、酪農経営の下支えにもなつておるというふ

うな状況でもございりますので、ぜひ今回の両事業団の統合による二七になつても、二七一の機能と

因の総合といふことになりたてまつた機関で、
いうものは損なわないようにお願いをしたいと思

なお、この事業はそれぞれ各都道府県の画格委
員会に委託されています。

定基金協会、名称はいろいろきつとあるのかと思
ますが、栃木県の場合は肉畜価格安定基金協会

卷之三

行されているわけでございます。ところが、この価格安定基金協会は、御案内のとおり基金によって運営されているわけでですね。栃木の場合は基本財産が三億二千万というふうなことであります。が、聞いてみると全国的に大体三億から四億ぐらいのところが多いのではないか、こういうふうなことのようでござります。今、非常に金利が低いわけですね。何もこれはこの価格安定基金協会だけの問題ではありませんけれども、非常に低金利の中でも運用益がなかなかか出でてこない、そういう中で大変に苦慮している状況があるわけでございます。

そういう中で、ぜひこういう制度を実際に執行しているそれぞれの都道府県の価格安定基金協会の業務が円滑に執行されますように、都道府県と連携をとつて國の方においても特段の支援策等のものをとつてほしいというふうに思うんですが、その辺はいかがでしょうか。

○政府委員(熊澤英昭君) 新事業団の設立に際しまして、現在の畜産振興事業団の機能はすべて引き継ぐということにいたしております。新事業団におきましても、肉用子牛の生産者補給金制度の適切な運用を図つてしまりたいというふうに考えております。

また、先生御指摘の各県の価格安定基金協会でございますけれども、これらの基金の運営につきましては、これまで基金の造成につきまして国からの助成というのをしてまいつたわけでございます。さらに、平成八年度におきましては、子牛の補給金制度の運営の適正化ということで、各県の基金協会が行つております肉用子牛の個体の識別等に要します経費についても助成措置を講じる。さらには、この子牛の基金制度の運用に対しまして、各関係機関の農家に対する指導の強化も図つてまいりたいということで、新たな助成措置も平成八年度には講じるということにいたしております。

基金協会の適切な運営を確保してまいりたいと考
えております。

○国井正幸君 ぜひ、その点についてはよろしく
お願ひしたいと思います。

先ほど牛の病気の話が出たわけなんですが、狂
牛病の問題についてちょっとお伺いをしたいと思
います。

一時、我が国のマスコミもイギリスの狂牛病を
大変大きく取り上げてきたところでございます。

消費者からすれば一体どうなっているんだという
のが大変な関心事ではないかというふうに思は
ます。今欧洲における狂牛病対策はどういう状況
になつてゐるのか、お聞かせをいただきたいと思
います。

○政府委員(熊澤英昭君) 欧州における狂牛病対
策の実施状況でございますけれども、まず本年の
三月二十日に、英國政府の諮問機関が狂牛病と人
間の病気でありますクロイツフェルト・ヤコブ病
との関係を示唆したわけでございます。それに伴
いましていろんな国際的な論議が生じたわけでござ
ります。

そこで、三月二十七日に、EUの委員会が英國
産の生きた牛、牛肉等のEU域内及び第三国への
輸出禁止を決定したところでございます。

その後、四月三日にEUの農相理事会が開催さ
れました。その中で、三十カ月齢以上の英國牛を
人間及び家畜の食へ物にしない、その際の屠殺に
伴う農家の補償につきましては、英國が三〇%、EUが七〇%負担をするということが決定
をされております。

さらに、英國政府は、四月末までに、特にリスク
の高い牛群について選択的な屠殺計画を策定
し、EU委員会に報告すべきであるということが
決定されました。これに基づきまして、英國の方
は、追加的な四万頭の屠殺計画を発表しております。
その後、四月二十九日から三十日にかけて、英國の
EUの農相理事会が開催されました。現行の輸出
禁止措置につきまして、英國の示した屠殺計画が

適切に実施されること、さらにEUのフォロー
アップが実施されること、そういうことを条件
にいたしまして徐々に今後解除していくこうという
ことで、一部の製品、例えばゼラチンとか精液の
輸出禁止措置につきまして今後検討するというこ
とになつております。

現在、そういう対策の状況にございます。
○国井正幸君 イギリス等においては、狂牛病の
問題等で牛肉の消費量が大幅に落ち込んだとい
うことが報じられているわけでございますけれど
も、我が国最近の牛肉の消費動向等について、
こうした影響というのには出でているのか出でてい
ないか、その辺はいかがでしょうか。

○政府委員(熊澤英昭君) 狂牛病の事件が起きま
してから、一時に国内の牛肉の消費量が減少した
ということも言われておりまして、その後私ど
も、最近五月に入りましたから畜産振興事業団並
びに関係団体が専門店等から聞き取り調査をいた
しております。

その聞き取り調査の結果で量的に把握すること
はなかなか困難であります、傾向だけ申し上げ
ますと、食肉専門の小売店では、国产牛肉それか
ら輸入牛肉とも販売に影響なしとするものが多い
い。また、国产牛肉が伸びているという店もござ
います。量販店におきましては、輸入牛肉が減少
しているというところが多いわけですが、一時期
に比べて落ちつきを取り戻しつつあるということ
になつております。

今後とも、私どもさらなる牛肉消費の影響につい
ては調査し、動向を注視してまいりたいというふ
うに考えております。

○国井正幸君 昨日、大蔵省が公表した貿易統計
の四月分の輸入速報、これによると四月の食肉輸
入量が三十一万二千三百三十四トン、こういうこ
とのようでございます。うち、牛肉が八万七千ト
ン、豚肉がこれなかなか量がはつきりしないよう
でございますけれども、大体十万トンから十五万
トンぐらい、鳥肉が大体五万トンぐらいだらうと
いうことのようでございます。

三十一万二千三百三十四トン、これだけの大
量が外国から入つてきているわけでございま
して、消費者サイドから見ると、せめてどこの國か
入つて来たんだということぐらいは知りたいと
いうのは当然のことではないかと思うんですね。

そういう意味で、私は原産国表示がぜひ必要だ
ろうというふうに思はんです。一部スーパー等で
は表示されているところもありますし、されてい
ないところもあるわけなんですが、この原産国表
示の現状はどうなつてゐるのか。あわせて、これ
からどういうふうにしていくかと考えておられる
のか。その辺についてお伺いしたいと思います。

○政府委員(熊澤英昭君) お答え申し上げます。
輸入肉の原産国表示につきましては、從来か
ら消費者の要請というものがございます。私ども
はこれまで食肉関係では、まず輸入である旨を表
示すること、それから可能な場合には原産国を表
示することということで指導してまいりました。
その結果として、原産国表示につきまして小売
店で調査をいたしましたと、牛肉については八三・
六%、豚肉については七四・五%が表示をしてい
るというが食肉消費総合センターの調査結果で
ございます。さらに、今回の狂牛病問題もござい
ますので、これを許します。風間君。

○委員長(鈴木貞敏君) 全会一致と認めます。
○風間紹君 私は、ただいま可決されました農畜
産業振興事業団法案に対し、自由民主党、平成会、
社会民主党・譲憲連合、日本共産党及び新緑風会
の各派共同提案による附帯決議案を提出いたしま
す。この際、風間紹君から発言を求められておりま
すので、これを許します。風間君。

○委員長(鈴木貞敏君) 他に発言もないようです
から、質疑は終局したものと認めます。
これより討論に入ります。——別に御意見もな
いようですから、これより直ちに採決に入りま
す。

〔賛成者挙手〕

○委員長(鈴木貞敏君) 全会一致と認めます。
○風間紹君 私は、ただいま可決されました農畜
産業振興事業団法案に対し、自由民主党、平成会、
社会民主党・譲憲連合、日本共産党及び新緑風会
の各派共同提案による附帯決議案を提出いたしま
す。この際、風間紹君から発言を求められておりま
すので、これを許します。風間君。

以下、案文を朗読いたします。

農畜産業振興事業団法案に対する附帯決
議(案)

畜産振興事業団及び蚕糸砂糖類価格安定事業
団は、設立以来、それぞれ畜産物及び蚕糸・砂
糖類の価格安定業務など、各般の業務を行うこ
とにより、我が國農畜産業と関連産業の発展に
重要な役割を果たしてきた。

しかしながら、近年、時代の変化に対応して、
その役割を一層適かつ効率的に果たすことが
求められるようになつてゐる。

よつて、政府は、本法の施行に当たり、次の
事項の実現に万全なきを期すべきである。
一畜産振興事業団と蚕糸砂糖類価格安定事業
団との統合が行政改革推進の一環として実施
されることにかんがみ、管理部門の一本化等
組織の合理化を適切かつ円滑に実施するとと
ても、從来の業務に支障を來さぬよう配慮し
つつ、可能な限り、その運営の効率化に努め
ること。

ありがとうございました。

また、二法人の統合に当たり、職員の待遇等の諸課題の解決について十分な配慮を講ずるものとすること。

本日はこれにて散会いたします。
午後零時三分散会

一 畜産物・繊糸・砂糖類の価格安定制度について

いっては、品目ごとの特性等に配慮しつつ、適切かつ円滑な運用を図るとともに、これら農産物の価格安定制度に関する国民の理解が一層得られるよう、業務、財務等の内容についてのディスクリージャーを含め、情報の十分な提供に努めること。

三 新たに行われる砂糖類関係の業務について
は、国内生産者や関連産業のみならず、消費者や国民生活の面にも配慮した内容となるよう努めること。

右決議する。

以上でございます。

何とぞ委員各位の御賛同をお願いいたします。

○委員長(鈴木貞敏君) ただいま風間君から提出されました附帯決議案を議題とし、採決を行います。

本附帯決議案に賛成の方の挙手をお願いいたします。

(賛成者挙手)

○委員長(鈴木貞敏君) 全会一致と認めます。よつて、風間君提出の附帯決議案は全会一致をもつて本委員会の決議とすることに決定いたしました。

ただいまの決議に対し、大原農林水産大臣から発言を求められておりますので、この際、これを許します。大原農林水産大臣。

○国務大臣(大原一三君) ただいま御決議いただきましては、これを委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ございませんか。

○委員長(鈴木貞敏君) なお、審査報告書の作成につきましては、

きました附帯決議の趣旨を尊重し、今後最善の努力をいたしてまいります。

○委員長(鈴木貞敏君) 御異議ございませんか。う決定いたします。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(鈴木貞敏君) 御異議ないと認め、さよ

平成八年五月二十九日印刷

平成八年五月三十日發行

參議院事務局

印刷者 大藏省印刷局